歌人・元方の評価に関する一考察

坂本美樹

一、はじめに

明治の偉大な俳人であり歌人でもある正岡子規（一八六七―一九〇二）が著した『歌よみに与ふる書』は、和歌の伝統的な価値観を大きく変えた歌論書である。特に、日本最初の勅撰集である『古今和歌集』（以下、『古今集』）を真っ向から批判したことは、当時にあっては画期的なことであった。『古今集』は、子規に批判されるまで、和歌の手本として第一級の歌集であった。ところが、子規は、世間の人々が崇拝している『古今集』の歌風を「理屈っぽい」と批判したのである。その批判の対象として取り上げられた例の一つが、在原元方作になる『古今集』巻一の巻頭歌[1]である。長文になるが、該当箇所を次に引用する。

貫之は下手な歌よみにて古今集はくだらぬ集に有之候。其貫之や古今集を崇拝するは誠に気の知れぬことなどと申すものゝ、実は斯く申す生も数年前迄は古今集崇拝の一人にて候ひしかば、今日世人が古今集を崇拝する気味合は能く存申候。崇拝して居る間は誠に歌といふものは優美にて古今集は殊に其粋を抜きたる者とのみ存候ひしも三年の恋一朝にさめて見ればあんな意気地のない女に今迄ばかされて居つた事かとくやしくも腹立たしく相成候。先づ古今集といふ書を取りて第一枚を開くと直に「去年とやいはん今年とやいはん」といふ歌が出て来る実に呆れ返つた無趣味の歌に有之候。日本人と外国人との合の子を日本人とや申さん外国人とや申さんとしやれたると同じ事にてしやれにもならぬつまらぬ歌に候。此外の歌とても大同小異にて佗[ママ]

洒落か理窟ッぽい者のみに有之候[2]。

子規の『古今集』批判の意図は、明治期に入るまであまり評価されていなかった『万葉集』を高く評価することにあったのであろうが、子規の影響を受けてか否か、その後、元方については一九六〇年代に入るまであまり研究されてこなかった[3]。

このような背景から、元方は「マイナーな歌人」という印象が強いが、『古今集』に十四首、『後撰和歌集』に八首、『拾遺和歌集』に二首、『新古今集』に一首、『新勅撰集』以下の十三代集に八首入集しており[4]、勅撰集への入集数は他の歌人に比べても決して少なくない。

また、平安時代の歌仙を集めた秀歌撰として有名な藤原公任撰『三十六人撰』にこそ選ばれなかったものの、『三十六人撰』から漏れた歌人を集めた藤原範兼撰『後六々撰』には入っており、『三十六人撰』に準ずる歌人としての扱いを受けていたと考えられる。

ここで簡単ではあるが、元方の経歴について確認しておきたい。元方の血筋については、『尊卑文脈　第四篇』（黒板勝美編『国史大系』第六十巻下　吉川弘文館　一九六七年）に次のように記されている。

〈大江氏系図〉

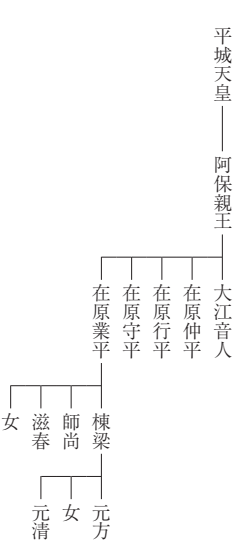

右記を見ても分かる通り、元方は業平の息子である棟梁の息子であり、業平とは祖父と孫の関係にある。さらに、『尊卑分脈』の元方の箇所には尻付に「正五位下」とあり、『古今和歌集目録』においても元方の経歴について、次のように記されている。

在原元方十四首。春上一首。春下二首。秋上二首。秋下一首。冬一首。恋十三首。恋三二首。恋五一首。俳諧一首。筑前守従五位上棟梁男。母□□□。在原北方兄也。大納言国経為二猶子一、但不レ改レ姓。後変改云々[5]。

これら系図・目録等の記述によると、元方は、それほど官位

が高くないものの[6]、代々勅撰集に入集する歌人を輩出した家系に生まれたことが分かる。

元方の経歴について考察した論文としては、久保木哲夫[7]をはじめ、稲賀敬二[8]や村瀬敏夫[9]らによるものが挙げられる。久保木は、元方の経歴とその私家集『元方集[10]』の書誌について詳細に検討し、『大和物語』に採られている戒仙の歌が『元方集』に入集していることから、元方の「出家」の可能性を指摘した。稲賀も久保木の論を受けて、元方と戒仙が同一人物ではないかと推論した。これに対して村瀬は、元方の「早世」説を提示した。

一方、元方詠に関しては、『古今集』の巻頭歌に限定されるものの、窪田空穂[11]以降、多くの研究者によって、「としのうちに」歌が巻頭に配された意味について考察されてきた[12]。

以上のような研究は、元方の生涯や『古今集』の配列に焦点が当てられており、〈歌人・元方が王朝期においてどのように評価されてきたか〉という視点がみられない。歌人・元方を考察するには、従来のように系図・目録や『古今集』に限定した研究ではなく、その他の歌集の入集状況や歌論・歌学書類の記述を調査し、元方の評価をみていく必要があるだろう。そこで本稿では、勅撰集、私撰集、私家集、歌合、秀歌撰、注釈書、歌学書類にみえる元方作品を一覧し、王朝期における歌人・元方の評価を辿ることとしたい。これによって、王朝期における歌人・元方の評価に新たな視点を提示しようとするものである。

二、勅撰集・秀歌撰・歌学書類にみえる評価

先に系図や目録における元方の評価を確認した。本章では、歌集、秀歌撰、歌学書類にみえる元方詠から「歌人・元方」を考察していきたい。

和歌ライブラリー（日本Ｗｅｂ図書館　古典ライブラリー）によると、元方詠は全部で四十五首確認できる[13]。これら元方詠四十五首の初句と所出を【表一】「元方詠歌一覧」として後方のページに掲載したので適宜参照されたい。本章では元方を評価していることが明らかな勅撰集、秀歌撰に焦点を絞り、入集状況をみていく[14]。

勅撰集の入集状況

勅撰集の入集数は、詠歌四十五首のうち三十三首である。これら三十三首をそれぞれの勅撰集に分けると、【表二】のようになる。元方詠を収める勅撰集の概要も併せて記載した。

【表一】元方詠歌所収一覧

番号	初句	勅撰集	私撰集	私家集	歌合	秀歌撰	物語
1	あきののに	×	古今六帖（一一四七）	×	×	×	×
2	あきのよの	古今（一九五）	古今六帖（三〇八） 五代集歌枕（五六）	元方（一）	×	×	×
3	あきはぎの	**続古今（一二六五）**	×	×	×	×	×
4	あめふれど	古今（二六一）	五代集歌枕（三五）	×	×	×	×
5	あふことの	古今（六二六）	×	×	×	新撰和歌（二六四） 定家八代（九〇二）	×
6	あらたまの	古今（三三九）	如意宝集	家持（二七二）	×	×	×
7	いそのかみ	後撰（三六八）	古今六帖（三五六二）	×	×	×	×
8	いづれをか	×	古今六帖（三五六四）	×	×	×	×
9	いろふかく	×	×	×	醍醐御時菊合（一七）	×	×
10	うゑていにし	拾遺（三七九）	×	×	×	×	×
11	おしめども	古今（一三〇）	×	×	定文歌合（五）	×	×
12	おそくとく	後撰（三八一）	×	元方（二）	×	×	×
13	おとにのみ	**新千載（一〇一〇）**	×	×	×	×	×
14	おとはやま	古今（四七三）	古今六帖（八七九）	×	定文歌合（二七）	時代不同（三八左） 定家八代（九八七）	×
15	おひぬれば	**続古今（一八〇）**	雲葉（二六〇）	×	×	時代不同（三七左） 定家八代（一二五）	×
16	かすみたつ	古今（一〇三）	新撰万葉（二九） 古今六帖（三八三）	×	寛平御時后宮（二九）	時代不同（三七左） 定家八代（一二五）	×
17	ことならば	×	×	元方（五）	×	×	×
18	こひしとは	後撰（七〇一）	×	元方（四）	定文歌合（異）	定家八代（一〇三四）	大和物語二十八段 伊勢物語一一〇段
19	たちかへり（あ）	古今（四七四）	古今六帖（一九五五）	×	×	新撰和歌（二一八） 後六々撰（九九） 時代不同（三九左） 定家八代（九七三）	×
20	たちかへり（た）	**続後拾遺（一九九）**	夫木（二七九六）	×	×	×	×
21	たつたがは	後撰（一〇三三）	×	×	×	×	×

| | | |

【表二】元方詠歌の見える各勅撰集の概要

作品名	成立	下命者	撰者	入集数（和歌総数）
古今和歌集	九〇五年	醍醐天皇	紀友則 紀貫之 凡河内躬恒 壬生忠岑	十四（一一〇〇）
後撰和歌集	九五一年	村上天皇	大中臣能宣 清原元輔 源順 紀時文 坂上望城	八（一四二五）
拾遺和歌集[15]	一〇〇五～一〇〇七年	花山院	花山院	二（一三五一）
新古今和歌集	一二〇五年	後鳥羽院	源通俊 藤原有家 藤原定家 飛鳥井雅経 寂蓮	一（一九七八）
新勅撰和歌集	一二三五年	後堀河天皇	藤原定家	一（一三七四）
続古今和歌集	一二六五年	後嵯峨天皇	藤原為家 藤原基家 藤原行家 藤原光俊 藤原家良	三（一九一五）
続千載和歌集	一三二〇年	後宇多院	二条為世	一（二一一四三）
続後拾遺和歌集	一三二六年	後醍醐天皇	二条為藤 二条為定	二（一三五三）
新千載和歌集	一三五九年	後光厳天皇	二条為定	一（一三三六五）

※二重線より左側は中世の作品である。

【表二】を一覧すると、いくつかの興味深い点に気付く。一つ目は、元方詠が入集している九つの勅撰集のうち、特に『古今集』で一一〇〇首のうち十四首、『後撰集』で一四二五首のうち八首と多く入集している点である。これら二つの勅撰集の入集数が、全体でみるとどの程度の位置を占めているのかを示したものが、【表三】である。

【表三】『古今和歌集』、『後撰和歌集』における元方の入集順位

作品名	歌人数	順位
古今和歌集	一二六人	十三位
後撰和歌集	二二四人	十五位

【表三】から分かるように、元方の『古今集』における入集順位は歌人一二六人のうち十三位、さらに、『後撰集』における入集順位は歌人二二四人のうち十五位である。いずれも十位以内には入らないものの、高い位置を占めているといえる。『古今集』の撰者には、元方と同時代を生きたと思われる紀貫之がおり、[16] 入集順位を考えれば、元方は同時代の歌人たちから評価されていたと考えられる。[17] また、『古今集』より五十年後に成立した『後撰集』においても同様のことがいえるであろう。

二つ目に注目されるのは、『拾遺集』に二首入集して以降、『新古今集』に至るまで元方詠が勅撰集に入集していない点である。

これについては『後拾遺和歌集』（以下、『後拾遺集』）、『金葉和歌集』（以下、『金葉集』）、『詞花和歌集』（以下、『詞花集』）、『千載和歌集』（以下、『千載集』）それぞれの撰集方針によるものであり、元方が評価されていなかったために入集しなかったわけではないことに注意したい。[18]

三つ目は、『新古今集』以降、元方詠が再び入集するようになる点である。『新古今集』の仮名序には、その撰集方針について次のように記している。

これによりて右衛門督源朝臣通具、大蔵卿藤原朝臣有家、左近中将藤原朝臣定家、前上総介藤原朝臣家隆、左近少将藤原朝臣雅経らにおほせて、むかしいま時をわかたず、たかきいやしき人をきらはず、目に見えぬ神仏の言の葉も、うばたまの夢につたへたる事まで、ひろくもとめ、あまねく集めしむ。

をの〳〵えらびたてまつれるところ、夏引の糸のひとすぢならず、夕の雲のおもひ定めがたきゆへに、緑の洞、花かうばしきあした、玉の砌、風すゞしきゆふべ、難波津の流れをくみて、すみ濁れるをさだめ、安積山の跡をたづねて、ふかき浅きをわかてり。

万葉集にいれる歌は、これをのぞかず、古今よりこのかた七代の集にいれる歌をば、これを載する事なし。たゞし、詞の苑にあそび、筆の海をくみても、空とぶ鳥のあみをもれ、水にすむ魚のつりをのがれたるたぐひは、昔もなきにあらざれば、今も又しらざるところなり。すべてあつめたる歌二千ぢ二十巻、なづけて新古今和歌集といふ。[19]

また『新勅撰和歌集』の仮名序にも次のようにある。

たゞ延喜天暦のむかし、ときすなほに、たみゆたかによろこべりしまつりごとをしたふのみにあらず、又寛喜貞永のいま、世をさまり人やすくたのしきことのはをしらしめむために、ことさらにあつめえらばるるならし、定家、はままつのとしつもり、かはたけの世世につかうまつりて、ななそぢのよはひに過ぎすぎ、ふたしなのくらいゐをきはめて、しものことをききてかみにいれ、かみのことをうけてしもにのぶるつかさをたまはれる時にあひて、たらちねのあとをつたへ、ふるきうたのこりをひろふべきおほせごとをうけたまはるによりて、はるなつ秋ふゆをりふしのことのはをはじめて、きみのみよをいはひたてまつり、人の

くにををさめおこなひ、かみをうやまひ、ほとけにいのり、おのがつまをこひ、身のおもひをのぶるにいたるまで、部をわかちまきをさだめて、はまのまさごのかずかずに、うらのたまもかきあつむるよし、貞永元年十月二日これを奏す、なづけて新勅撰和歌集とすといふことしかり。[20]

右記の傍線部にある通り、『新古今集』、『新勅撰集』は、『万葉集』から当代の歌人たちの歌までを選歌対象としていたことが分かる。また、『新古今集』、『新勅撰集』以降は王朝時代に入らないため、本稿の検討対象から外れるが、上記二つの集と同様、過去に作られた勅撰集やその他の歌集類から広く取り入れていることが窺える。[21]そのような事情から、元方詠も『新古今集』以降、勅撰集に入集するようになったといえよう。

本項では、勅撰集の入集状況から元方の評価について考察してきた。その結果、元方詠は『後拾遺集』〜『千載集』時代を除いて、比較的安定して入集していることが明らかとなった。一方、『後拾遺集』〜『千載集』時代は、撰集方針によって元方詠が勅撰集に入集しなかった時期であり、元方の評価は依然、不明瞭なままである。そこで次項では、秀歌撰に焦点を当て、勅撰集だけでは分からない元方の評価を明らかにしていきたい。

秀歌撰の入集状況

「秀歌撰」とは「秀歌を選出した書物」であり、ここでは「撰集からさらに秀歌を選抜したような小規模なもの」を対象とする。[22]久曽神昇編『歌学大系』別巻六（風間書房、一九八四年）では七十八もの秀歌撰が確認できるが、王朝時代に成立した秀歌撰に限定すると、元方詠は四作品に入集している。また、【表一】の秀歌撰の項目をみても分かる通り、元方詠全四十五首のうち七首が入集している。元方詠が入集している各秀歌撰の概要を示したものが、次の【表四】である。

【表四】元方詠の見える各秀歌撰の概要

作品名	成立	撰者	入集数（和歌総数）
新撰和歌	九三〇〜九三四年	紀貫之	四（三六〇）
後六々撰	一一〇七〜一一六五年	藤原範兼	三（一五〇）
定家八代抄	一二一五年	藤原定家	八（一八〇九）
時代不同歌合	一二二一年	後鳥羽院	三（三〇〇）

『古今集』の撰者でもある貫之によって作られた『新撰和歌』は、『古今集』の歌を含み、四季・三百六十日になぞらえて全四巻、三六〇首で構成されている。[23]元方詠はそのうち四首が入集しており、その全てが『古今集』に入集している歌である。四首と

いう入集数は歌人六十七人中で十一位であり、先に勅撰集の項でも確認したのと同様、貫之は「歌人・元方」を評価していたと考えられる。

次に、第一章でも挙げた『後六々撰』（別名『中古三十六歌仙』）をみてみたい。『後六々撰』の撰者である藤原範兼（一一〇七―一一六五）は平安末期の公家であり、有名な歌学書である『和歌童蒙抄』を記した人物でもある。『後六々撰』は藤原公任の『三十六人撰』に漏れた歌人たち三十六人を一〇首、八首、六首、五首、四首、三首、二首と、入集数で分類しており、『三十六人撰』に倣って作られたことが形式からも窺える。元方はそのうち三首入集と、一〇首歌人には及ばないものの、『後六々撰』が和歌だけでなく歌人にも重点を置く歌仙秀歌撰という性格を有していることから、公任の『三十六人撰』に準ずる歌人として評価されていたことが分かる。

続いて、『定家八代抄』は、名前の通り藤原定家が編んだとされる秀歌撰で、『古今集』から『新古今集』までの勅撰集から和歌を一八〇九首、選抜し、構成されている。そのうち、元方詠は八首入集しており、これは『定家八代抄』に入集した歌人、三六七人中で二十九位と、大変高い順位である。[24] 加えて、『新古今集』までの元方の勅撰集入集歌数が二十五首であることを考えると、三分の一が採られていることになる。このことから、定家は元方を評価していたと思われる。

さらに、『新古今和歌集』の下命者である後鳥羽院撰『時代不同歌合』は、時代の異なる一〇〇人の歌人の詠歌各三首を左右に分けた歌合形式の秀歌撰であり、入集数はあまり重要ではない。『後六々撰』と同様、歌よりもむしろ歌人に焦点が当てられた歌仙秀歌撰であることから、後鳥羽院は元方を歌人として評価し、『時代不同歌合』に選んだと考えてよいだろう。また、『時代不同歌合』は、『万葉集』～『拾遺集』時代の歌人と『後拾遺集』～『新古今集』時代の歌人で五十人ずつに分けており、この中で元方は『万葉集』～『拾遺集』時代の歌人に配されている。いささか強引ではあるが、これを五十人撰と考えるならば、元方は『万葉集』～『拾遺集』時代の歌人の中で五十人の中には入るともいえる。

以上、四つの秀歌撰から歌人・元方の評価を考察してきた。これらの秀歌撰の入集状況によって、撰者である貫之、範兼、後鳥羽院、定家といった、和歌史において大変重要な役割を果たした歌人たちから元方が評価を得ていたことが明らかとなった。これら歌集・秀歌撰類の入集状況をみてみると、王朝期において元方は、一流歌人とまではいかないものの、それに準ず

る歌人としての評価を得ていたといえるのではないだろうか。また、前項でみたように、『後拾遺集』～『千載集』時代は勅撰集に元方詠が入集しない空白期で、元方の評価も不明瞭であったが、『後六々撰』に元方詠が入集していることから、この時期にも元方は一貫して評価されていたと推測される。

歌学書類における記述

ここまで歌集、秀歌撰の入集状況から元方の評価をみてきたが、本項では歌学書類の記述を通して、具体的にみていきたい。『日本歌学大系』や、その他写本の書き入れ等を調査すると、『袋草紙』、『後拾遺和歌抄註』、『興風集』、『古来風体抄』に歌人・元方とその詠歌に関する評価が確認できる。

六条藤家に属する平安後期の歌人・藤原清輔は、自身の歌学書である『袋草紙』の中で、公任の『三十六人撰』が作られた経緯について次のように記している。

朗詠江注云、四條大納言、六條宮被レ談云、貫之歌仙也。宮云、不レ可レ及二人丸一。納言云、不レ可然。爰書二秀歌十首一、後日被レ合。八首人丸勝、一首貫之勝。此歌持と云々。夏の夜はふすかとすれば郭公。自二此事一起三十六人撰出來歟。件撰有二不審一。所レ謂、深養父、元方、千里、定文等不レ入レ之。此人々豈劣二頼基、仲文、元真等之類一乎。(25)

これらの記述に関して、特に注目すべき点は傍線部である。清輔は「三十六人撰の歌人の選抜には疑わしい点がある。例えば、深養父、元方、千里、貞文らが加えられていないが、この人々がどうして頼基、仲文、元真らに劣るだろうか」と、元方が『三十六人撰』に入っていないことに疑問を投げかけている。

さらに、清輔の弟顕昭も『後拾遺集』の注釈書『後拾遺抄註』の中で、次のように記している。

大納言公任朝臣、ミソヂアマリムツノウタ人ヲヌキイデ、カレガタヘナルウタモ、チアマリイソチアマリソヂヲカキイダシ是ハ三十六人撰也。（中略）仰此三十六人ノオコリハ、匡房卿曰、四條大納言、六條宮被レ談云「貫之歌仙也。」宮曰「不レ可レ及二人丸一。」納言曰「不レ可レ然。」爰書二各秀歌十首一、後日被レ合。八首人丸勝、一首持、一首貫之勝。（中略）此事ヨリヲコリテ出来事歟。六人十首、三十人三首之條不審歟。又此中頼基、元真少秀歌歟。深養父、康秀、千里、元方、貞文等多秀歌類之由、先達等疑之歟。(26)

傍線部において顕昭は、「頼基と元真は秀歌が少ないにもかかわらず『三十六人撰』に入ったが、深養父、康秀、千里、元方、貞文らは秀歌が多いのにもかかわらず、『三十六人撰』に入らなかったので、先達は疑問に思ったのではないか」と述べている。『後拾遺抄註』では『袋草紙』には見られなかった文屋康秀が加えられているが、清輔の影響を受けてか、顕昭もまた元方が『三十六人撰』に入るべき歌人であるという評価をしている点が重要であろう。

さらに、清輔ら六条家と対立関係にある御子左家の定家もまた、清輔らと同様の発言をしている。定家手沢本である坊門局筆『興風集』の巻末には、次のような識語が残っている。

不入興風元方三十六人。弁知歌道之人所撰歟。仲文之交衆、不知其故。云古云今、撰此事之輩、皆是道之魔界歟。[27]

興風が『三十六人撰』に入っていないというのは定家の誤解であるが、「元方が三十六人撰に入っていない。これは、歌道をわきまえている人が選んだものであろうか」と、ここでも元方について触れている点は見逃せない。さらに、参考として定家自筆本『集目録』についても言及しておく。『集目録』の編纂意図については、定家もしくは定家の監督下に書写した私家集の目録であるという説や、撰集作業のための資料リストとする説など諸説あるが、[28]『元方集』が記載されている点に、定家の元方に対する関心の深さが窺える。また、清輔や顕昭らが言及していた深養父や千里がみえることも、大変興味深い点である。

定家の父である俊成によって執筆された歌論書『古来風体抄』には、元方詠に関する次のような記載がある。

古今和哥集

春哥

ふるとしに春たちける日よめる　在原元方棟梁男柔平朝臣孫也

としのうちに春はきにけりひと〻せを

こそとやいはんことしとやいはむ

このうたまことに理つよく又をか

しくもきこえてありがたくよめる

うたなり[29]

右記によって、俊成は、子規に批判されてしまった元方の『古今集』巻頭歌を大変高く評価していることが分かる。

以上、歌学書類を通して歌人・元方の評価をみてきた。これ

らの記述から、清輔、顕昭、定家は元方を三十六歌仙に準ずる歌人として評価していたと窺い知ることができる。加えて、定家は『定家八代抄』だけではなく、手沢本である坊門局筆『興風集』巻末識語の中でも元方について言及していることから、元方にかなり関心があったのではないだろうか。さらに定家の父である俊成も、元方詠である『古今集』巻頭歌を高く評価していたことが歌論書の記述から分かる。

また、これらの歌学書類を記した歌人たちは、『金葉集』～『千載集』の時代に生きた歌人たちである。元方がこの時代の歌人たちから評価されていた証拠として、大いに注目される。

三、おわりに

本稿では、『古今集』巻頭歌の視点から離れ、歌集・秀歌撰類の入集状況や歌学書類の記述から、王朝期における「歌人・元方」の評価について考察してきた。歌集、秀歌撰、歌学書類のジャンルを問わず成立年代順に並べ、さらにその中で（一）三代集時代、（二）『後拾遺集』～『千載集』時代、（三）『新古今集』時代の三段階に分けると、【表五】のようになる。

【表五】成立年代順にみた元方詠入集作品

時代	作品名	成立年代	撰者・作者	ジャンル
三代集時代	『古今集』	九〇五年	紀貫之他三名	勅撰集
	『新撰和歌』	九三〇年～九三四年	紀貫之	秀歌撰
	『後撰集』	九五一年	大中臣能宣他四名	勅撰集
	『拾遺集』	一〇〇五年～一〇〇七年	花山院	勅撰集
『後拾遺集』～『千載集』時代	『袋草紙』	一一五六年～一一五九年	藤原清輔	歌学書
	『後六々撰』	一一〇七～一一一六五年	藤原範兼	秀歌撰
	『後拾遺抄註』	一一八三年	顕昭	注釈書
	『古来風体抄』	一一九七年～一二〇一年	藤原俊成	歌論書
『新古今集』時代	『新古今集』	一二〇五年	藤原定家他三名	勅撰集
	『定家八代抄』	一二一五年	藤原定家	秀歌撰
	『時代不同歌合』	一二二一年	後鳥羽院	秀歌撰
	『新勅撰集』	一二三五年	藤原定家	勅撰集

この表を通覧すると、元方は各時代の作品に入集していることが明らかである。このことを踏まえ、本稿で考察してきたことをまとめると、次の三点になる。

① 入集状況をみても明らかな通り、元方は『古今集』お

よび『後撰集』の時代において評価されていた。

②『後拾遺集』～『千載集』の時代には、これらの勅撰集の撰集方針によって、元方詠が入集しなくなる。しかしながら、この時代に成立した秀歌撰には入集しているという事実や歌学書類の記述から、元方はこの時代の歌人たちから評価されていたといえる。

③『新古今集』時代になると、勅撰集に再び元方詠が入集するようになる。さらに秀歌撰の入集状況や歌学書類の記述から、元方は『新古今集』時代の歌人たちから評価されていたと考えられる。

元方は公任の『三十六人撰』には選ばれなかったものの、貫之ら同時代の歌人や『後撰集』の撰者に評価された歌人であった。さらに平安後期には範兼、清輔、顕昭ら六条家の人物や、俊成、定家ら御子左家の歌人、さらには、後鳥羽院にも評価されていた。以上を要するに、元方は王朝期の各時代を通して歌人たちから一定の評価を得ていた人物であるということができよう。

注

(1) 年のうちに春は来にけりひととせを去年とやいはむ今年とやいはむ

(2) 正岡子規「ふたたび歌よみに与ふる書」(『子規全集』第七巻　講談社　一九七五年)

(3) 一九六〇年代は研究史において『古今集』が再評価された時代であり、その風潮とあいまって『古今集』巻一の巻頭歌である元方詠を評価しようとする動きが出てきたとも考えられる。

(4)『和歌文学大辞典』編集委員会編『和歌文学大辞典』古典ライブラリー(二〇一四年)

(5) 片桐洋一『古今和歌集全評釈』(下)(講談社　一九九八年)より引用

(6) 目崎徳衛は『国史大辞典』第一巻「在原氏(ありはらうじ)」の項目において、「桓武天皇の嫡流にもかかわらず、薬子の変および承和の変に際会して高丘親王の廃太子、阿保親皇の急死などがあり、皇位から遠ざけられ、行平の中納言正三位昇進を例外としてほぼ四・五位の受領などにとどまった」と指摘している。

(7) 久保木哲夫「在原元方について」(『和歌史研究会会報』

三三、一九六九年初出、後に『平安時代私家集の研究』笠間書院、一九八五年に再録）

（8）稲賀敬二「在原元方（戒仙）の出家」（『和歌史研究会会報』五五、一九七五年初出、後に稲賀敬二コレクション5『王朝歌人とその作品世界』笠間書院、二〇〇七年に再録）

（9）村瀬敏夫「在原元方試論」（『論集古今和歌集』笠間書院、一九八一年初出、後に『平安朝歌人の研究』新典社、一九九四年に再録）

（10）『元方集』とは在原元方の家集。古筆断簡としてのみ伝わり、完本は現存しない。「部類名家集切」（名歌集切とも）四葉七首の歌が知られている。『新編私家集大成』所収。「部類名家集」はその名の通り、有名歌人の家集を解体して歌を分類・整理した改編歌集とみられるので、改編前の原『元方集』にあたる家集があったはずだが、現存しない。七首のうち六首までは元方の歌と確認できるが、残る一首は『大和物語』二八段に載る戒仙の歌であることから、元方・戒仙同一人物説の根拠になっている（『和歌文学大辞典』古典ライブラリー（二〇一四）の妹尾好信の解説による）。

（11）窪田空穂『古今和歌集評釈（上）』東京堂（一九六〇年）

（12）『一冊の講座　古今和歌集――日本の古典文学四――』「元方」の項目において、曽根誠一がこれまでの巻頭歌研究をまとめている。

（13）元方詠と判断する基準は詠者名の記載があるかどうかによる。

（14）私撰集の項目において、元方詠は二十三首確認できる。平安中期成立の『古今和歌六帖』や鎌倉時代後期成立の『夫木和歌抄』に多く入集しているが、これらの作品は同じ種類の題や季節の題によって分類した、いわゆる「類題歌集」であることから、元方の評価とは別と考え、入集数の確認に留めておく。その中で、公任撰『和漢朗詠集』（二六番歌が入集）と『拾遺抄』（三〇番歌が入集）に各一首ずつに採られていることが注目される。私家集の項目については先述の通り、家集として『元方集』の現存が知られる。しかしながら、現在、元方集は部類名歌集切として四葉七首しか残っていない。以上のような理由から、私家集の項目の多くが空欄となっているが、もし完本で伝わっていたとすれば現在よりも多くの歌が収められていたのではないかと考えられる。また、『家持集』や『深養父集』、『忠岑集』にも三首確認できるが、集の性格から誤って入ってしまったものであろう。

（15）『拾遺集』は『拾遺抄』をベースとして編まれた勅撰集で

ある。『拾遺抄』の撰者は、『後拾遺集』の仮名序によると公任とされる。公任撰では元方詠の入集が一首のみであったのに対し、花山院撰では二首入集と、公任撰より一首多く入集している点には注意しなければなるまい。

(16) 『貫之集』の中に、貫之が元方へ贈った和歌があることから、両者の交流があったと思われる。なお、この点については久保木（一九六九）も指摘している。

(17) 本稿では検討対象から外したが、歌合に出詠している点からしても、元方が当時、歌人として評価されていたと考えられる。

(18) 『後拾遺集』の序をみると、

おほよそ、古今・後撰二つの集に歌入りたるともがらの家の集をば、世もあがり、人もかしこくて、難波江のあしよし定めむこともはゞかりあれば、これを除きたり。

（本文は久保田淳・平田喜信『新日本古典文学大系八　後拾遺和歌集』岩波書店、一九九四年より引用）

とあり、六歌仙から『古今集』撰者時代の歌人達を除いて集を編んだ旨が記されている。また、『金葉集』の編集方針について、川村晃生・柏木由夫は『新日本古典文学大系九　金葉和歌集　詞花和歌集』岩波書店（一九九八年）の解説で次のように述べている。

こうして俊頼は二度目の撰集作業にかかった。この度は編集方針を一新し、多く当代歌人の詠歌によって構成するという、きわめて革新的な内容を盛り込んだもので、『袋草紙』（同前）には「近代人歌等也」と記され、極端な近代、当代偏重の傾向が指摘されている。

『詞花集』に関しても、『金葉集』と同様、工藤重矩の解説によると、その編集方針は次のようなものであったとされる。

院宣に「中古より以来の勅撰の集に入らざる外の和歌等、宜しく撰集せらるべし」とあったので（袋草紙）、『後撰集』より後を撰歌対象としたのである。

さらに、『千載集』の序においても、次のように記されている。

こゝに今の世の道をこのむともがらの言葉をもきこしめし、昔の時の折につけたる人の心をも見そなはさむことによりて、かの後拾遺集に選びのこされたる歌、かみ正歴のころをひよりしも文治の今にいたるまでの大和歌を撰びたてまつるべき仰せ言なむありける。…

（本文は片野達郎・松野陽一『新日本古典文学大系一〇　千載和歌集』岩波書店、一九九三年より引用）

以上のような『後拾遺集』～『千載集』の撰集方針から、元方詠が入集しなかったのは、元方が評価されていなかったからではないことが分かる。

（19）『新日本古典文学大系一一　新古今和歌集』岩波書店（一九九二年）

（20）「新編国歌大観」編集委員会『新編国歌大観　第一巻　勅撰集』角川書店（一九八三年）

（21）『続古今集』、『続千載集』、『続後拾遺集』、『新千載集』のうち、序文を有しているのは『続古今集』だけである。『続古今集』の仮名序には次のようにある。

万葉集のうち、十代集のほかを、ひろくしるし、あまねくもとめて、おのおのたてまつらしむる、かれこれいづれもわきがたきによりて、新古今のときにはじめおかれたるあとをとりおこなひつつ、…（本文は『新編国歌大観第一巻　勅撰集』角川書店、一九八三年より引用した）

（22）樋口芳麻呂『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』ひたく書房（一九八三年）

（23）『和歌文学大辞典』古典ライブラリー（二〇一四年）

（24）樋口芳麻呂・後藤重郎校注『定家八代抄（上）』『定家八代抄（下）』岩波書店（一九九六年）

（25）『新日本古典文学大系二九　袋草紙』岩波書店（一九九五年）

（26）佐佐木信綱編『日本歌学大系』第二巻　風間書房（一九五六年）

（27）国立国会図書館デジタルコレクション

（28）財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書第十四巻　平安私家集一』朝日新聞社（一九九三年）

（29）財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書第一巻　古来風躰抄』朝日新聞社（一九九二年）

〔付記〕本稿は二〇一五年七月に関西大学国文学会において発表した内容をまとめたものである。

（さかもと　みき／本学大学院生）